三十九　直流の電源装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ　出力電流が五〇〇アンペア以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が〇・一パーセント未満で、かつ、出力電圧が一〇〇ボルト以上の状態で連続八時間を超えて使用することができるもの
ロ　出力電圧が二〇、〇〇〇ボルト以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が〇・一パーセント未満で、かつ、出力電流が一アンペア以上の状態で連続八時間を超えて使用することができるもの
四十　電子加速器又はフラッシュ放電型のエックス線装置であって、次のいずれかに該当するもの（電子顕微鏡の部分品又は医療用装置を除く。）
イ　電子の運動エネルギーのせん頭値が〇・五メガ電子ボルト以上二五メガ電子ボルト未満であって、次のいずれかに該当するもの
（一）ビームのパルスの持続時間が一マイクロ秒以下であって、一、七〇〇にメガ電子ボルトで表した電子の運動エネルギーのせん頭値の二・六五乗を乗じたものに、クーロンで表した加速された電子の全電荷量を乗じた値が〇・二五以上のもの
（二）ビームのパルスの持続時間が一マイクロ秒を超えるものであって、一、七〇〇にメガ電子ボルトで表した電子の運動エネルギーのせん頭値の二・六五乗を乗じたものに、クーロンで表した一マイクロ秒の間に加速することができる電荷量の最大値を乗じた値が〇・二五以上のもの
ロ　電子の運動エネルギーのせん頭値が二五メガ電子ボルト以上であって、せん頭出力が五〇メガワットを超えるもの
四十一　発射体の速度の最大値を一秒につき二キロメートル以上にすることができる衝撃試験機
四十二　機械式若しくは電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
イ　機械式のストリークカメラ又はフレーミングカメラであって、回転反射鏡を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品
（一）ストリークカメラであって、撮影速度が一マイクロ秒につき〇・五ミリメートルを超えるもの
（二）フレーミングカメラであって、撮影速度が一秒につき二二五、〇〇〇こまを超えるもの
ロ　電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ（電気制動シャッターを用いたものを含む。）又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
（一）ストリークカメラ又はストリーク管であって、時間分解能が五〇ナノ秒以下のもの
（二）フレーミングカメラ（電気制動シャッターを用いたものを含む。）であって、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの
（三）（二）に該当するフレーミングカメラ用の固体撮像素子又は電子管（四）に該当するものを除く。）であって、シャッター速度が五〇ナノ秒未満のもの
（四）（二）に該当するフレーミングカメラに用いることができる電子管又は電気制動シャッターであって、次のいずれかに該当するもの
1　イメージ増強管であって、導電材料で被覆した光電陰極を有するもの
2　ＳＩＴ管であって、シャッターの機能を有するもの
3　カーセル又はポッケルスセルを用いた電気制動シャッター
四十三　流体の速度を測定するための干渉計、マンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサーを用いた圧力変換器であって、次のいずれかに該当するもの
イ　流体の速度を測定するための干渉計であって、次の（一）及び（二）に該当するもの
（一）一秒につき一キロメートルを超える速度を測定することができるもの
（二）一〇マイクロ秒未満の間隔で速度を測定することができるもの
ロ　流体の圧力を測定することができるマンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサーを用いた圧力変換器であって、一〇ギガパスカルを超える圧力を測定することができるもの
四十四　三個以上の電極を有する冷陰極管であって、次のイからハまでのすべてに該当するもの
イ　せん頭陽極電圧が二、五〇〇ボルト以上のもの
ロ　せん頭陽極電流が一〇〇アンペア以上のもの
ハ　陽極遅延時間が一〇マイクロ秒以下のもの
四十五　トリガー火花間げきであって、陽極遅延時間が一五マイクロ秒以下のもののうち、せん頭電流が五〇〇アンペア以上のもの
四十六　スイッチングを行う機能を有する組立品であって、次のイからハまでのすべてに該当するもの
イ　せん頭陽極電圧が二、〇〇〇ボルトを超えるもの
ロ　せん頭陽極電流が五〇〇アンペア以上のもの
ハ　ターンオン時間が一マイクロ秒以下のもの
四十七　パルス用コンデンサーであって、次のいずれかに該当するもの
イ　定格電圧が一、四〇〇ボルトを超えるものであって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの
（一）総エネルギーが一〇ジュールを超えるもの
（二）公称静電容量が〇・五マイクロファラドを超えるもの
（三）直列インダクタンスが五〇ナノヘンリー未満のもの
ロ　定格電圧が七五〇ボルトを超えるものであって、次の（一）及び（二）に該当するもの
（一）公称静電容量が〇・二五マイクロファラドを超えるもの
（二）直列インダクタンスが一〇ナノヘンリー未満のもの
四十八　パルス発生器又はキセノンせん光ランプの発光装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ　モジュール方式のパルス発生器又はキセノンせん光ランプの発光装置であって、次の（一）から（六）までのすべてに該当するもの
（一）一五マイクロ秒未満の時間でパルスを供給することができるもの
（二）出力が一〇〇アンペアを超えるもの
（三）四〇オーム未満の抵抗負荷に対して一〇マイクロ秒未満のパルス立上がり時間を要するもの
（四）寸法の最大値が二五・四センチメートル以下のもの
（五）重量が二五キログラム未満のもの
（六）零下五〇度より低い温度から一〇〇度を超える温度まで用いることができるように設計したもの又は宇宙で用いることができるように設計したもの
ロ　パルス発生器であって、五五オーム未満の抵抗負荷に対して六ボルトを超える電圧のパルスを発生し、かつ、五〇〇ピコ秒未満のパルス立上がり時間を要するもの（イに該当するものを除く。）
ハ　複数の雷管を制御するよう設計された点火装置
四十九　雷管若しくは多点点火装置又はこれらの作動装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ　電気式の雷管であって、次のいずれかに該当するもの
（一）起爆電橋
（二）起爆電橋線
（三）スラッパー起爆式雷管
（四）薄膜式点火装置
ロ　単点又は多点の雷管を配列したものであって、各点火点からほぼ同時かつ二・五ミクロン秒未満の間に爆発を発生させるもののうち、五、〇〇〇平方ミリメートルより大きな爆発面積の爆発を発生させるもの
ハ　イ、ロ、又はイ及びロからなる多点点火装置を起動するために設計した作動装置